

# 平成30年度 事業計画

## 第1 基本方針

平成29年中県内で発生した交通事故は、

発生件数 4,304件（前年比 -390件）

死者数 85人（前年比 -22人）

負傷者数 5,130人（前年比 -445人）

と、発生件数、死者数、負傷者数のすべてが前年より減少しました。中でも平成24年以降横ばいが続いていた死者数は85人となり、昨年より74人以下とする抑止目標達成はならなかったものの、昭和28年以来、64年ぶりに90人を下回りました。

三条市においても

発生件数 178件（前年比 -37件）

死者数 3人（前年比 -1人）

負傷者数 205人（前年比 -46人）

と県同様、発生件数、死者数、負傷者数とも減少しました。

このような情勢下、「平成30年新潟県交通安全対策基本方針」が定められ、死者抑止目標を70人以下と定めるとともに、交通安全対策の重点として以下の4点が示され、強力で推進することとされております。

### 1 高齢者の交通事故防止

昨年の死者数に占める高齢者の割合は全体の約67.1%で、14年連続で過半数を占めている。また、高齢者の加害事故による死者数の割合は全体の31.8%に達し、高齢運転者の事故防止対策が大きな課題となっている。

こうした現状を踏まえ、運転者の高齢者保護意識の醸成や夜光反射材の着用普及、「いきいきクラブチャレンジ100」や体験型のドライビングスクール等への参加、高齢者団体の集いを通じた事故防止教室の開催等により交通安全意識の高揚を図る。

### 2 飲酒運転の根絶

依然として飲酒運転や飲酒運転による事故が後を絶たないことから、「飲酒運転をしない、させない、許さない」という積極的な広報・啓発活動を展開するとともに、家庭、地域、職場等において飲酒運転根絶意識の醸成を図る。

### 3 歩行者及び自転車の安全確保

高齢者や子どもに多く発生している歩行中や自転車乗用中の交通事故の根絶に向けて、家庭、学校、地域等と連携し、交通ルールの遵守、交通マナーの向上及び事故を未然に防止する交通行動などの、広報啓発活動を一層推進する。

### 4 シートベルトとチャイルドシートの着用の徹底

自動車乗車中における交通事故死者のシートベルト着用率が依然として低いことや、一般道の後部座席におけるシートベルトの着用率が49.7%、チャイルドシートの使用率が52.3%といずれも低調であることから、広報・啓発活動を強力で推進するとともに交通安全教育を一層推進し、全席でのシートベルト、チャイルドシート着用の徹底を図る。

当協会では、これらを踏まえて、平成30年度においても、地域住民の最も身近で危険な交通事故を防止するため、警察、市、関係団体等の連携を図り、安全で安心な地域づくりのため交通安全対策を推進していくこととします。

## 第2 事業内容

### 1 公益事業

#### (1) 交通安全活動事業

事業	推進項目	推進内容
交通安全に関する広報啓発	交通安全運動の効果的な推進	1 全国運動 (1) 春の全国交通安全運動 4月6日(金)～4月15日(日) (2) 秋の全国交通安全運動 9月21日(金)～9月30日(日) 2 県の運動 (1) 夏の交通事故防止運動 7月22日(日)～7月31日(火) (2) 高齢者交通事故防止運動 10月中 (3) 冬の交通事故防止運動 12月11日(火)～12月20日(木) (4) シートベルト・チャイルドシート着用強調月間 3月中 (5) 交通死亡事故多発警報 発令の日から10日間 3 市の運動 三条市交通安全の日 6月25日(月) 4 その他 (1) 自転車安全月間 5月中 (2) 交通安全家庭の日 毎月10日
	交通安全だよりチラシ等の発行	1 「交通安全協会だより」を三条市全世帯に新聞折り込み配布(夏号～8月、正月号～1月) 2 交通安全運動期間中における交通安全チラシ・リーフレットの発行 3 「三条市の交通事故」の発行(3月)
	広報車、のぼり旗等による広報	1 交通安全期間を中心に広報車による街頭広報の実施 2 広報車を効果的・計画的に運用し積極的な広報を図る 3 交通安全広報用のぼり旗、看板等の掲出 4 広報用看板の取付、取外し(除雪対応)
	飲酒運転の根絶	1 飲酒運転の悪質性、危険性の周知徹底 2 ハンドルキーパーの広報 3 酒類提供飲食店等に対する協力要請(12月)
	シートベルト・チャイルドシート着用の徹底	1 広報啓発活動の推進 (1) シートベルト着用の実態及び安全性の周知 (2) 広報車による着用の呼びかけ (3) 広報媒体を活用した広報 (4) 各支部によるシートベルト着用率の調査(5月・9月) 2 事業所対策の推進 (1) のぼり旗・ポスターの掲示・Fネットの活用 (2) シートベルト着用率の調査(6月、9月) 3 チャイルドシート貸出制度 平成29年8月開始 6台運用(順次拡充予定) 貸出しを通じての着用呼びかけ
	協賛店への広報	交通安全運動期間を主に、協賛店へチラシ等の配布 春と秋の全国交通安全運動の2回、「協賛店だより」を発出

	交通安全アンケートの実施	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 「交通マナー」及び「ヒヤリ・ハット体験」に関するもの</li> <li>2 運転免許更新者及び交通安全協会、安全運転管理者部会等関係者からの協力</li> </ol>
交通安全に関する教育訓練	高齢者に対する交通安全教育及び家庭訪問指導	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 「いきいきクラブチャレンジ100」への積極的参加</li> <li>2 「シルバードライビングスクール」の開催 自動車学校等と連携しシミュレータや実技を取り入れた高齢者講習会の開催</li> <li>3 高齢者家庭訪問指導の実施 警察・市・関係団体と連携した指導・啓発活動の推進</li> <li>4 高齢者の集いの場を活用した交通事故防止教室</li> </ol>
	子どもに対する交通安全教育	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 警察・市・関係団体、保護者等との連携活動</li> <li>2 小学生を対象とした交通安全教育資料と夜光反射材の贈呈（7月）</li> <li>3 新入学児童にランドセルカバー、あいうえお表の贈呈（3月）</li> <li>4 通学路における交通安全指導 (1) 早朝一斉街頭指導（毎月第2水曜日）での交通安全指導 (2) 各支部独自による登下校の交通安全指導 (3) 夏休みラジオ体操時における「愛の一声」運動</li> </ol>
	事業所運転者に対する交通安全教育及び安全運転管理者の管理能力の向上	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 運転者安全運転講習会</li> <li>2 安全運転管理者等法定講習の100%受講</li> <li>3 事業主研修会の開催</li> <li>4 研修、講習への参加 (1) 安全運転中央研修所における研修（11月～茨城県） (2) 安全運転管理研修会（10月～長岡） (3) 運転適性検査（安全運転実践運動期間中）</li> <li>5 安全運転管理者部会役員会議開催（7月、3月）</li> </ol>
街頭における交通安全指導	街頭指導の強化	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 早朝街頭指導（毎月 第2水曜日）</li> <li>2 通学路等における交通安全指導</li> <li>3 定期市場、大型商業施設前等における活動 市日における高齢者への安全指導</li> <li>4 交通指導所の開設 各交通安全運動期間、「三条市交通安全の日」等にあわせ集中的に実施</li> </ol>
	地域における活動	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 警察・市・関係団体との連携によるイベントの実施</li> <li>2 三条夏祭り（三条）、栄ふるさと夏まつり（栄）、ただふるさと夏祭り（下田）等における交通整理</li> <li>3 交通安全資器材の点検清掃及び交通危険箇所等の点検 ○カーブミラー ○のぼり旗 ○看板 等</li> </ol>
交通安全功労者・優秀運転者等の顕彰	適正かつ効果的な表彰上申	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 交通栄誉章緑十字章（金・銀・銅章）の表彰上申 ○交通功労者 ○優良運転者</li> <li>2 関東連名表彰候補者の上申 ○交通功労者 ○優良運転者</li> <li>3 関東単名表彰候補者の上申</li> </ol>

		<p>○団体 ○事業所 ○学校 ○協会 ○優良職員</p> <p>4 県知事表彰・県交通安全対策連絡協議会長表彰</p> <p>5 三条市長表彰</p> <p>6 県連名表彰候補者の上申</p> <p>○交通功労者 ○優良運転者 ○団体 ○事業所 ○学校</p> <p>○協会等</p> <p>7 優良安全運転管理者、運転者の表彰上申</p> <p>8 優良安全運転管理事業所の表彰上申</p> <p>9 地区連名表彰候補者の上申</p>
交通安全用品等の普及啓発	夜光反射材等の普及促進	<p>1 講習等を通じて反射材や高齢運転者マークの活用呼びかけ</p> <p>2 家庭訪問指導時や定期市で高齢者等に対し夜光反射材の配布や履物・所持品への反射材直接貼付</p> <p>3 夜光反射材のあっせん</p>
会員特典制度	協賛店加入の推進	交通安全意識を高め、交通事故のない三条市を目指して、当協会の交通安全活動に賛同される事業所から協会員の方々にサービスを提供していただく制度で、さらなる協賛店及び会員の加入促進に努める。
	チャイルドシート貸出	<p>チャイルドシート貸出制度の充実</p> <p>協会員に無料で貸し出し</p> <p>平成 29 年 8 月開始 6 台運用 順次拡充予定</p>
	優秀運転者等表彰	申請手続き及び無事故無違反表彰申請時の証明書発行手数料を協会が負担
	協会加入者に対する粗品	運転免許証ケース、夜光反射材、特性ボールペン、交通安全パンフレットの贈呈

(2) 交通安全に関する受託事業及び関連事業

事業	推進項目	推進内容
交通安全に関する受託事業及び関連事業	県の受託事業	<p>1 運転免許更新時講習</p> <p>○ 優良運転者講習</p> <p>○ 一般運転者講習</p> <p>2 運転免許事務補助事業</p> <p>(1) 運転免許窓口業務</p> <p>ア 免許証の更新事務 (高齢者更新事務含む)</p> <p>イ 再交付事務</p> <p>ウ 記載事項変更事務</p> <p>(2) 運転適性検査</p> <p>3 原付バイク実技講習事務</p> <p>4 自動車保管場所証明事務</p>
	関連事業	<p>1 新潟県収入証紙売りさばき業務</p> <p>2 免許証郵送業務 (いずれも更新者等の利便を図るため)</p>

違反者講習業務の受託	社会参加活動実施業務の受託	交通の安全と円滑に寄与するため、財団法人新潟県自動車練習所が新潟県から委託を受けた違反者講習（道路交通法 第108条の2第1項第13号）のうち、社会参加活動実施業務を受託し適切に実施する。
三条市からの受託業務		1 交通指導隊業務 栄支部10人、下田支部8人、合計18人編成 2 交通安全看板設置及び撤去業務(下田地区) 降雪期を除く毎年春に設置作業、初冬に撤去作業

## 2 収益事業

推進項目	推進内容
更新者等の利便	写真撮影業務
車両ユーザーの利便	自動車登録番号標への封印取付業務の受託 (道路運送車両法 第28条の3)

## 3 各種会議の開催

推進項目	推進内容
評議員会	決算書の承認等、法律・定款に定める決議を行うため開催
理事会	協会の業務執行等の決定を行うため開催
定例会	交通事故情勢を踏まえ当面の活動方針について協議するため開催
専門部会	専門的事業の効果的推進方策を協議するため開催
支部会	地域の交通安全活動の具体的推進方策について協議するため開催
特別委員会	協会の運営及び活動に関する重要事項について協議するため開催
監査会	財産状況、業務執行状況を監査するため開催